

単位認定について

学則(抜粋)

(教育課程、授業時数及び単位数)

第10条 本校の教育課程、授業時数及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時間の1単位時間は45分とする。
- 3 通常一回の授業は90分の2単位時間で構成することを標準とする。
- 4 卒業までに履修させる授業単位時間数及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 5 整体セラピスト科においては、単位制をとらないものとする。

(授業時数の単位数への換算)

第11条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、予習復習時間も含めて45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15単位時間以上をもって1単位とする。そのため年間60単位時間の授業の履修で4単位を与えることを標準とする。
- (2) 実技は、30単位時間以上をもって1単位とする。そのため年間60単位時間の実技の履修で2単位を与えることを標準とする。
- (3) 実習は、45単位時間以上をもって1単位とすることを標準とする。

履修規程(抜粋)

(授業科目)

第2条 各学科において開講される授業科目は学則第10条に基づいて開講し、単位及び履修は学則第10条別表第1(各学科の科目表)のとおりとする。

- 2 授業科目は、開講の期間により次の5種とする。
- (1) 通年科目(1年間継続して開講するもの)
 - (2) 前期科目(前期期間のみ開講するもの)
 - (3) 後期科目(後期期間のみ開講するもの)
 - (4) 集中科目(ある期間に集中して開講するもの)
 - (5) 臨時科目(臨時に開講するもの)

第3条 選択科目については、年度により開講しないものがある。

- 2 各学年において開講される授業科目のうち、選択科目又は選択必修科目において、履修届により履修希望者が5名以下であった場合は、開講しないことがある。

第4条 授業科目は、その内容、教室の都合等により受講資格を限定し、または受講人数を制限することがある。

(授業科目の履修)

第5条 学生は、学期の始めの所定の期間に、履修しようとする授業科目を履修届により登録しなければならない。

- 2 登録した授業科目の変更、取消又は追加は所定の手続を経て指定された期間内に行わなければならぬ。また、登録した科目以外の履修は認められない。

- 3 クラスが指定された授業科目については、その指定に従った履修をしなければならない。但し校長が特別に認めた場合はこの限りではない。
- 4 授業科目は当該学期及び下級学年に開講されているものに限り履修することができる。但し、特別な指定がなされている場合はこの限りではない。
- 5 同時間帯に開講されている授業科目を2科目以上履修することはできない。
- 6 一つの授業科目については、その開講単位数を超えて履修することはできない。
- 7 履修に関するその他の事項は、授業計画書(シラバス)に定める方法によるものとする。

(履修登録)

第6条 学生は、年度始めに配布される授業計画書及び学期の始めに配布される授業時間割をもとに前条の規定により履修登録をしなければならない。

- 2 授業科目の履修登録の手続については、別に定めることとする。

(授 業)

第7条 学生は授業に出席しなければならない。授業出席回数が不足した場合には、別に定める規定により単位を修得できないことがある。

- 2 授業時間は学則第10条によって定めるものとする。

(单 位 数)

第8条 各授業科目的単位数は、原則として学則第11条に規定された基準による。

- 2 本校においては、授業の1単位時間を45分とし、90分をもって2単位時間とする。

(単位修得)

第9条 単位を修得するためには、授業科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。

(試験規程参照)

- 2 試験に合格しなかった場合、その授業科目的単位を修得するには、再履修しなければならない。

(単位の認定)

第10条 各授業科目的単位の認定は、授業担当者が試験規程第1条に定める試験によって60点以上の者を合格とすることを原則とし、校長が認定する。但し、次の各号の一つに該当する者は、単位の認定を受けることが出来ない。

- (1) 講義・演習においては、当該授業科目的出席回数が授業時数の3分の2に達しない者
- (2) 実技・実習においては、当該授業科目的出席回数が授業時数の5分の4に達しない者